

甲州市公告第29号

公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和5年6月30日

甲州市長 鈴木 幹夫



1 業務名

甲州市甲斐の国大和自然学校民間譲渡等検討支援業務

2 業務の目的

甲州市甲斐の国大和自然学校（以下「自然学校」という。）は、平成14年に建設され、地域産業の振興を図るため、農業と自然を活用した都市との交流施設として設置された。

平成18年から指定管理者制度を導入し、サービスの向上や施設の効率的な運営を図ってきたが、一方で建物や設備の老朽化が進むとともに、近年は新型コロナウイルス感染症の流行も相まって利用者数も伸び悩み、本施設の管理運営のための本市の財政負担は拡大している。

甲州市公共施設等総合管理計画の下位計画である施設類型別の個別施設計画（令和2年3月策定）では、将来的には民間譲渡の方針を定めている。

本業務は、本施設の状況調査及び不動産鑑定を行い施設の価値を算出し、サウンディング型市場調査により本施設に対する民間事業者の関心度を調べ、民間譲渡の可能性や事務手順（スケジューリングや施設設備の台帳整備整理等）の提案支援をしてもらうものである。

3 対象施設

名称 甲州市甲斐の国大和自然学校

所在地 甲州市大和町田野116番地

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日

5 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和5年4月1日現在で、本市が規定する入札参加資格を有するものであること。
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (3) 甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 直近5ヵ年以内に、本案件に類似する作成業務等を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。
- (7) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

6 手続き

甲州市甲斐の国大和自然学校民間譲渡等検討支援業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり。

※実施要領は、甲州市のホームページに掲載しています。また、甲州市観光商工課窓口に備え付けてあります。

7 担当部署

甲州市観光商工課 施設管理担当 金子・小澤・萩原

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地1

Tel 0553-32-5000(課直通) Fax 0553-32-5174

メールアドレス:kankou@city.koshu.lg.jp